

豊橋市監査公表第21号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定例監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知が  
あったので、次のとおり公表します。

令和6年3月27日

豊橋市監査委員	古 池 弘 人
同	野 口 洋
同	古 関 充 宏
同	川 原 元 則



## 令和5年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
市民協創部	多文化共生・国際課	05-16	指摘事項	ブラジル人向け外国人メンタルヘルス相談事業委託業務において、地方自治法施行令第158条の規定で、私人に取り扱わせることができる歳入科目ではない相談料の徴収・収納事務を受託者に取り扱わせていた。公金の徴収・収納については、地方自治法施行令にのつどり適正な事務をされたい。	予備監査での指摘を受け、これまでの市の歳入として受託者(私人)に取り扱わせる方法から、受託者の収入として相談者から直接受け取る方法にし、市の支出分を減額する変更契約を令和5年12月28日に締結し、令和6年1月から実施した。	R6.3.18
文化・スポーツ部	図書館	05-10	指摘事項	図書館等資料の複写申込書様式において、利用者の申込により職員が複写する複写申込書の申込先は、図書館条例にのつどり「豊橋市教育委員会」となっているものの、コイン式複写機は、「豊橋市図書館長」としていたので、適正な申込先になるよう改められたい。	コイン式複写機の申込書を規定している豊橋市図書館奉仕事務実務要領を令和6年2月に改正し、複写申込書の申込先を、「豊橋市図書館長」から「豊橋市教育委員会」へ変更した。	R6.2.15
		05-10	意見	図書館等資料の複写申込において、複写条件を口頭確認しているものの複写申込書に「営利を目的としない旨の記載がされていなかった。著作権法では、営利を目的としないこと等を条件として複写が認められており、利用者が著作権を侵害した場合、複写機を著作物の複製に使用させた者も処罰されるので、記載の必要性について検討されたい。	利用者の申込により職員が複写する場合の複写申込書(様式10号)について、令和6年2月より複写目的欄に「営利を目的としない」旨を申請者に自ら記載してもらうこととした。 また、コイン式複写機の複写申込書(様式10号-2)については、同月より複写申込書の注意事項として「営利を目的として複写することができない」旨を明記することとした。	R6.2.15
建設部	道路維持課	05-16	意見	発注前に公安委員会と詳細な協議を行わなかったため、受注者が契約後に再協議を行ったところ、昼夜間連續の交通規制するように指示があり、設計変更を行っている。公安委員会との協議は施工方法に関わり、設計内容に影響するものであるため、工事の発注に当たっては事前の調整を十分に行い適切な設計業務に努められたい。	工事の発注に当たっては、現場調査を適切に行い、事前の調整を十分に行うよう、職員に対し令和6年2月28日の課内会議において周知徹底を図った。 また、今後定期的に課内において研修の場を持ち、課全体のスキルアップを図ることとした。	R6.3.4
		05-16	意見	道路異常等市民通報システム導入事業委託業務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により一者随意契約をしているが、理由書の記載が不十分かつ抽象的であるため、根拠を整理し具体的に記載するよう努められたい。	今後同様な業務の発注については、履行可能な者が一者である根拠を整理し、唯一履行可能である旨の理由を具体的に記載するよう、職員に対し令和6年2月28日の課内会議において周知徹底を図った。	R6.3.4
都市計画部	公園緑地課	05-10	意見	本計画によると健全度判定が「使用の禁止措置あるいは緊急な改修や更新が必要なもの」とされるD判定の遊具等が80施設あり、現在これらの施設は、立入禁止のテープと使用禁止の貼り紙を設置して利用できない状況にある。遊具等は、子供の発達において重要な役割を果たし、早急な改善が望まれるため、適切な管理に努めるとともに特色のある公園づくりに向けた検討をされたい。	公園に設置されている遊具及び休憩施設について、年1回委託業務で点検を実施しており、D判定の施設については使用禁止の措置を行うとともに、部品交換で対応可能な施設については当該年度の修繕工事で改修を実施しています。 また、施設全体の更新が必要なものについては、国の交付金が活用できることから、積極的に交付金の要望を実施しています。 なお、長寿命化計画でD判定となっている施設のうち、令和5年度については、部分修繕及び更新を合わせて10公園10施設の対応を実施しました。 長寿命化計画(計画期間:令和5年度から令和14年度)策定時にD判定となつた80施設については、今後5年程度を目途に改修を完了させていきたいと考えています。 街区公園などの小規模な公園施設の更新に当たっては、地元自治会と協議して設置する施設を選定していますが、今後、総合公園などの大規模な公園施設の改修に当たっては、誰もが遊ぶことのできるインクルーシブ遊具などの設置を視野に入れながら、特色ある公園づくりを実施してまいります。	R6.3.19

## 令和5年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
都市計画部	公園緑地課	05-10	意見	今年度7月に2件の倒木が発生したことを受け、一部の街路樹、公園樹に対し点検を行い緊急的な対応を行ったが、全ての樹木に対する点検は行っておらず倒木のリスクは解消していない。歩行者や公園利用者の安全を確保するため未点検の樹木に対して速やかに腐朽の有無や根上がり等の点検を実施し、異常が見られた樹木については、伐採するなど適切な街路樹・公園樹の管理に努められたい。	街路樹は高木を4年に1回診断し、伐採等の対応を行っており、公園樹は園路や道路から5mの間の高木を4年に1回診断して伐採等の対応を行っております。 今回の倒木を受け、倒木のリスクが大きい樹齢の高い木について、根株点検を実施し、異常があったもの215本については令和6年1月末で伐採を完了しました。今後継続的に根株点検を含む樹木診断を実施し腐朽の有無等を確認し、異常があったものは緊急性を考慮しながら伐採し、樹木の安全対策を図っていきます。	R6.3.19
選挙管理委員会事務局		05-16	意見	市議会議員一般選挙の選挙公報において、候補者1名のQRコードの印刷漏れを校正時に見落したことにより、再印刷した選挙公報を再配布しており、再配布業務の契約書様式の間違いも見受けられた。選挙関連事務は特に正確性が要求されるため、印刷校正時の確認手法の見直しなどにより、適切な事務処理に努められたい。	選挙公報の校正確認については、候補者から提出される選挙公報のデータがアウトライン化されている事を確認するなど技術的な確認方法を追加し、令和6年2月に事務処理の周知を事務局内に徹底した。 契約書の作成においては費目と契約書様式に齟齬がないよう複数の職員で確認を行うこととし、令和6年2月に事務処理の周知を事務局内に徹底した。	R6.3.18